

46 その他コメディカルの受け入れ実習学生数(自大学以外の養成教育機関から)

▶項目の解説

自大学以外の養成教育機関から実習を受け入れるためには指導力のある大学病院である必要があります。学生実習に関する教育体制が整っていることを表します。

単に受け入れ人数とはせず、人数×日数として、教育に費やした延べ時間を評価します。

ここでは看護師、薬剤師以外のコメディカル(管理栄養士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、言語聴覚士、診療放射線技師、救命救急士、精神保健福祉士、社会福祉士、柔道整復師)の総数としていますが、別掲として個別に評価することも推奨されます。

▶定義

自大学以外の養成教育機関からの実習学生延べ人日(人数×日数)です。

その他のコメディカルとは看護職員、薬剤師以外で国家資格のコメディカルを指します。



その他コメディカルの受け入れ実習学生
数(自大学以外の養成教育機関から)

